＜国会議員関係政治団体・資金管理団体用＞

（その１）

収　支　報　告　書

記入もれ注意

平成 28 年分

チェックもれ注意

政治団体の区分
☐ 政党の支部
☑ その他の政治団体

チェックもれ注意

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）

1 政治団体の名称　高木義明後援会

2 主たる事務所の所在地　長崎市元船町 7-6

3 代表者の氏名　緒方安雄

4 会計責任者の氏名　岡田明長

事務担当者

氏名　山崎龍二

電話　095-826-0446

氏名

電話

受付欄　受付 第 29.4.24 長崎県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無（無の場合、以下、この欄の記載不要。）
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 高木義明
公職の種類 衆議院議員

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

1

（その２）

収　支　の　状　況

必ず記入してください。
（0の場合は0と記入）

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額 ……				0
（前年からの繰越額） ……				0
（本年の収入額） ……				0
支　出　総　額 ……				0
翌年への繰越額 ……				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				
員　数　（党費又は会費を納入した人の数）				

(2) 寄　附					
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額 十億	百万	千	円	備　考
（ア）個人からの寄附					
（うち特定寄附）					
（イ）法人その他の団体からの寄附					
（ウ）政治団体からの寄附					
小　計　（ア）＋（イ）＋（ウ）					記入もれ注意（ア）＋（イ）＋（ウ）
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）					
イ　政党匿名寄附					
合　計（ア＋イ）					

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注１）　項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

（注２）　有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領　収　書　等　の　写　し

~~2　監　査　意　見　書（政党及び政治資金団体に限る。）~~

③　政　治　資　金　監　査　報　告　書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

記入もれ注意

平　成　29　年　4　月　4　日

政　治　団　体　の　名　称　高木義明後援会

会　計　責　任　者　の　氏　名　岡田明子　㊞

（代　表　者　の　氏　名　　㊞）

（備考１）**政治団体が解散した時のみ、**（　）内に代表者の記名押印又は署名を記入すること。
（解散した年月日が属する年の収支報告書のみ。ただし、署名の場合は必ず代表者本人が自書すること。）

（備考２）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自書すること。

政治資金監査報告書

平成29年2月26日

高木義明後援会
代表　緒方　安雄　殿

登録政治資金監査人　高橋 威 ㊞
登　録　番　号　第3181号
研修修了年月日　平成21年11月13日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、高木義明後援会の平成28年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、高木義明後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、高木義明後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3　業務制限

高木義明後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、高木義明後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上